令 和 ８ 年 １ ０ 月
北九州市介護保険課

軽度者への福祉用具貸与に関する事務手順

軽度者とは、要支援１・２及び要介護１の利用者。ただし、自動排泄処理装置については、要支援１・２、要介護１、要介護２及び要介護３の利用者

1　例外給付の対象（届出不要の場合）

要支援1･2及び要介護1の者（以下、軽度者という。）に係る「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置」（以下、対象外種目という）については、使用が想定しにくいため、原則として介護報酬は算定できない。また、「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」については、要支援1･2及び要介護1の者に加え、要介護2及び要介護3の者に対しては、原則として算定できない。しかし、＜別表＞に該当する者については例外的に給付を認め、この場合、市への連絡を行う必要はなく、以下の届出書の提出も必要ない。

2　例外給付の対象（届出が必要な場合）

軽度者であって別表に該当しない者のうち、下記のⅰ）～ⅲ）までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断される者については、市への届出書提出･確認を経て、例外的に保険給付を認める。
なお、括弧内の状態像は例示としているにすぎない。

ⅰ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に＜別表＞の状態像に該当する者 （例：パーキンソン病の治療薬による ON･OFF 現象）
ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに＜別表＞の状態像に該当することが確実に見込まれる者 （例：癌末期の急速な状態悪化）
ⅲ）疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から＜別表＞の状態像に該当すると判断できる者 （例：心疾患による心不全）

※特殊寝台、及び特殊寝台付属品について
＜別表＞の状態像（起き上がり、及び寝返りに関する状態像）に加えて、特殊寝台床板の高さ調整による「立ち上がり」を含めた介助を使用目的とした場合も、例外的な保険給付を認める。

(1)届出方法

①提出書類

・軽度者への福祉用具貸与に係る届出書(以下、届出書という。)

・担当者会議の記録(写)

要介護1(自動排泄処理装置については要介護2及び3)の利用者 ＝ 第4表「サービス担当者会議の要点」

要支援の利用者 ＝ 支援経過の関係箇所

②届出者

当該利用者を担当する介護支援専門員

③届出時期

原則として、サービス利用開始日以前

④提出先

北九州市 保健福祉局 介護保険課(市役所本庁舎 9 階)

⑤提出方法

Graffer スマート申請にて送付 ※暫くの間は、郵送も可とする

(メール・Fax 不可)

(2)判定と結果通知

①介護保険課にて内容を確認し、可・不可を判断

②届出書(写)の判定欄に結果及び通知年月日を記入し、結果通知とする。

③結果通知を届出者へ Graffer にて回答(交付物を発行)する。

④結果が「可」の場合、届出年月日以降、介護報酬の算定が可能となる。

(3)注意事項

①原則として、届出書に未記載の欄があるものは受け付けない。

※特に、「事業所名」、「届出年月日」、「利用者氏名」、「被保険者番号」、「要介護度」、「傷病名」及び「直近の受診日」欄には注意

②事業所名は、指定どおりに記入する。

③原則として、「5 必要である理由」欄には、具体的な身体状況について医師の所見を含めた内容を記載すること。

例えば、「主治医の所見では、癌末期状態による急激な状態悪化のため、短期間で寝返りや起き上がりを自力で行うことが困難になることが見込まれ～」等のように、介護支援専門員が医師の所見を確認した旨がわかる内容とすること。

なお、「医師の所見」とは、診断書等を新規に取得する必要はなく、主治医意見書や電話、接での聞き取りで差し支えない。

④現在の状態像についての医学的な所見を確認する必要があるため、原則として、届出年月日が直近の受診日より 1 カ月以上経過している場合は受け付けない。

ただし、1 ヶ月を超える期間を設ける定期受診等の場合は、届出書中の「1ヵ月超える理由」欄に、その旨(「3 ヶ月に 1 度の定期受診のため」等)を追加記載する。

3　判定結果受理後の手続き　（Graffer スマート申請）

(1)認定更新時、区分変更申請時

①利用者が軽度者の場合

担当者会議においての見直しの結果

「利用を継続」する場合　**（Graffer スマート申請）**

事業所（介護支援専門員）⇒ 介護保険課へ「担当者会議の記録(写)」を提出

※郵送の場合、「結果通知」右上の介護保険課受付印内に記載されている受付番号を、「担当者会議の記録(写)」の右肩に記入する。

「利用を終了」する場合　**（Graffer スマート申請）**

事業所（介護支援専門員）⇒ 介護保険課へ「利用を終了」する旨を連絡

※連絡内容は、「受付番号」、「利用者氏名」、「被保険者番号」及び「不要となる時期とその理由」を含むものとする。

②利用者が要介護2以上となった場合**（Graffer スマート申請）**

（自動排泄処理装置については要介護4以上）

事業所（介護支援専門員）⇒ 介護保険課へ届出非該当者の連絡

※連絡内容は、「受付番号」、「利用者氏名」、「被保険者番号」及び「届出不要となる時期とその理由」を含むものとする。

(2)居宅介護支援事業所が変更になった場合　**（Graffer スマート申請）**

・旧事業所 ⇒ 新事業所へ「結果通知」の写し(情報提供の一環)を提出

・新事業所（介護支援専門員）⇒ 介護保険課へ「担当者会議の記録(写)」提出

※郵送の場合、「結果通知」右上の介護保険課受付印内に記載の受付番号を「担当者会議の記録(写)」の右肩に記入し、左肩に「居宅支援事業所変更」と朱書する。

4　暫定プランによる対象外種目の利用

(1)軽度者という見込みでケアプランを作成する場合は、上記「2　例外給付の対象(届出が必要な場合)」と同様の手続きを行う。

ただし、認定結果が要介護2以上あることが判明した際は、その旨を介護保険課に連絡する。

(Graffer スマート申請)

(2)認定結果をもって軽度者であることが判明した場合(要介護度の見込み違いの場合)は、要介護度判明後、上記「1　例外給付の対象(届出不要の場合)」、又は「2　例外給付の対象(届出が必要な場合)」の手続きを行う。

なお、届出書作成の際は、介護報酬の算定開始日を考慮し、届出年月日を遡って記載することが可能である。

※暫定ケアプラン作成時の担当者会議録と要介護認定確定した際の担当者会議録（会議の開催がない場合は、遡りが必要であることが確認できる記録等）を提出

Graffer スマート申請（電子申請）

軽度者への福祉用具貸与に係る届出について

二次元コード

URL

https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/keidosyashinsei

＜別表＞　利用者等告示第31号のイに該当する者

対象外種目	状態像	認定調査の結果
ア　車いす及び 同付属品	次のいずれかに該当する者 ①日常的に歩行が困難な者	基本調査１－７ 「できない」
	②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※(欄外)を参照
イ　特殊寝台及び 同付属品	次のいずれかに該当する者 ①日常的に起き上がりが困難な者	基本調査１－４ 「できない」
	②日常的に寝返りが困難な者	基本調査１－３ 「できない」
ウ　床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査１－３ 「できない」
エ　認知症老人 徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 ①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査３－１ 「調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外、又は 基本調査 ３－２～３－７ のいずれか 「できない」又は、 基本調査３－８～４－15 のいずれか 「ない」以外 その他、主治意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	②移動において全介助を必要としない者	基本調査２－２ 「全介助」以外
オ　移動用リフト （つり具部分を除く）	次のいずれかに該当する者 ①日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査１－８ 「できない」
	②移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査２－１ 「一部介助」又は「全介助」
	③生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※(欄外)を参照
カ　自動排泄 処理装置	次のいずれにも該当する者 ①排便が全介助を必要とする者	基本調査2－6 「全介助」
	②移乗が全介助を必要とする者	基本調査２－1 「全介助」

※アの②、及びオの③については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報、及び福祉用具専門相談員のほか適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、介護支援専門員が判断する。